

大阪府キンボールスポーツ連盟講師及びレフリー等謝礼規程

(目的)

第 1 条 この規程は、キンボールスポーツの普及及び生涯スポーツの振興を図るため大阪府キンボールスポーツ連盟（以下、本連盟という。）において開催された講習会ならびに大会において、謝礼を支払う場合において必要な事項を定めるものとする。

(講師謝礼)

第 2 条 講師謝礼金は、本連盟主催の講習会にて講師をした場合につき次のように取り扱う。

- (1) 講師が、本連盟の役員である場合には 5,000 円とする。
- (2) 講師が、上記以外の者である場合には 10,000 円とする。

(審判謝礼)

第 3 条 レフリー謝礼金は、原則として大会にてレフリーをした場合、次のようにする。

- (1) 日本キンボールスポーツ連盟公認の A 級レフリー及び国際レフリーである場合は 3,000 円
- (2) 日本キンボールスポーツ連盟公認の B 級レフリーである場合は 2,000 円
- (3) 日本キンボールスポーツ連盟公認の C 級レフリーである場合は 1,000 円

(交通費)

第 4 条 交通費は次の各号のみ支給する。

- (1) 大阪府キンボールスポーツ連盟主催の大会及び講習会が理由の本連盟役員並びに運営補助依頼をされ理事会にて承認されたものへの交通費として一部として 1,000 円
- (2) 大会や講習会の準備時にかかった交通費等は次の通り定める。
 - ア 公共交通機関を使用した場合
利用証明できるものを提出し、使用金額全額支給する。
 - イ 自家用車を使用した場合
高速代及び駐車場代は利用証明できるものを提出し、使用金額全額支給する。

(その他)

第 5 条 この規程に定めのない事由又は、準拠することが妥当でない特段の理由がある場合には、本連盟の理事会の承認を受けてこの規程に準拠しないことができる。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。(2023年3月24日に一部改正)